

# 復興に向けたロードマップについて

## 《目次》

- 医療の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 介護の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 公衆衛生の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
- 食品の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15
- 地域福祉の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- 障害児・者支援の復興、心のケア・地域精神医療の充実・・・・P22
- 子ども・子育ての復興・・・・・・・・・・・・・・・・P27
- 雇用の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P29
- 労働者の労働条件・安全衛生等の確保・・・・・・・・・・・・P32



平成24年4月  
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成24年度予算案(復興ロードマップ関係)における主要項目は、下記のとおりです。

■医療の復興:・医療情報連携の基盤整備

・災害医療体制の強化

・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の住民の方の一部負担金の免除、保険料の減免措置の継続等



P. 6参照

■介護の復興:・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の住民の方の利用者負担の免除、保険料の減免措置の継続等



P. 9参照

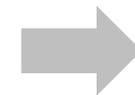
■公衆衛生の復興:・水道施設の復旧、耐震化及び広域化の推進

・生活衛生関係営業者に対する復興支援



P. 14参照

■食品の安全確保:・放射性物質検査機器整備への補助など、放射性物質対策の推進



P. 17参照

- **地域福祉の復興**: ・高齢者・障害者等の「災害弱者」への支援事業  P. 20参照
- **障害児・者支援の復興**: ・災害発生時におけるサービス確保のための防災拠点スペースの整備等の推進  P. 23参照
- **心のケア・地域精神医療の充実**: ・被災県にこころのケアセンターを設置  P. 25参照
- **子ども・子育て支援の復興**: ・母子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援  P. 27参照
- **雇用の復興**: ・「求職者支援制度」をはじめとした全国的な雇用の悪化への対応等  P. 30参照
- **労働条件・安全衛生等の確保**: ・復旧・復興工事に係る労働者の安全衛生確保対策  
・東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策  P. 34参照

# 医療の復興に向けた施策ロードマップ

○ 分野・段階ごとの達成目標 ○ 予算措置以外  
○ 予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等		
医療提供体制の再構築	(1)	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">避難所等への医療提供</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">当面の医療機能の確保 ※現地点で復旧</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※全壊病院を中心に機能の集約、連携等を検討(県等との調整) 新たな医療提供体制への再編</div>			23① 仮設診療所47箇所(設置予定含む、3月28日時点) ※基準額を超える部分などについては、地域医療再生基金を活用	23③ 一次補正不足分の追加 23③ 地域医療再生基金の積み増し 23③ 被災県による医療分野の復興計画(宮城県と福島県は2月24日、岩手県は3月9日に計画策定) 23③ 被災地向け在宅医療連携拠点事業(地域医療再生基金の積み増し分)の実施(箇所数は未定) ※24年度も実施	○病院・病床機能の分化・強化・集約、連携 ○「急性期、亜急性期、回復期リハ」、「在宅医療」という医療機能の切れ目のない連携の下に、入院期間の短縮と在宅医療への流れを推進
	医療施設の整備	仮設診療所等の整備 医療施設等の復旧整備 医療提供体制の再編 (病院の被災状況) ・全壊10箇所 ・一部損壊290箇所 ※被災3県の21/23二次医療圏で発生 在宅医療の推進	23① 仮設診療所47箇所(設置予定含む、3月28日時点) ※基準額を超える部分などについては、地域医療再生基金を活用	23③ 一次補正不足分の追加 23③ 地域医療再生基金の積み増し 23③ 被災県による医療分野の復興計画(宮城県と福島県は2月24日、岩手県は3月9日に計画策定) 23③ 被災地向け在宅医療連携拠点事業(地域医療再生基金の積み増し分)の実施(箇所数は未定) ※24年度も実施	○病院・病床機能の分化・強化・集約、連携 ○「急性期、亜急性期、回復期リハ」、「在宅医療」という医療機能の切れ目のない連携の下に、入院期間の短縮と在宅医療への流れを推進		
	マンパワーの確保	医療チームの派遣 被災地での人材確保・流出防止策	関係団体、都道府県等から派遣 23① 重点分野雇用創造事業の活用 22 地域医療再生基金(22年度補正)の活用 23 地域医療支援センター 福島県に23年12月22日、岩手県に24年1月4日に設置 ※短期的には、重点分野雇用創造事業と地域医療再生基金を併用することで人材確保・流出防止策を実施 中長期的には、地域医療支援センターが中心となって、地域医療再生基金も活用しながら安定的な人材を確保	被災者健康支援連絡協議会の協力を得て派遣 23③ 重点分野雇用創造事業の活用 23③ 地域医療支援センター	○地域医療支援センターを拠点として、偏在を解消しつつ、地域における医療従事者を育成・確保 ○チーム医療の推進により、医師の業務負担を軽減しつつ、質の高い医療サービスを効率的に提供		
(3)	診療情報の整備	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">診療情報の共有化</div> 診療情報共有の基盤整備			23③ 情報連携基盤の整備(全壊等により医療機能が大きく低下した地域を対象) ※医療提供体制復興のための基金のメニューとして位置付け 24 医療情報連携・保全基盤推進事業の活用(補助箇所数は10箇所 被災3県以外も含む) (注)情報基盤整備については、セキュアなネットワークを確保しつつ整備	○医療機関における情報化を推進し、医療機関間の切れ目のない連携を実現	

# 医療の復興に向けた施策ロードマップ

     分野・段階ごとの達成目標   
 ○ 予算措置以外  
     予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、  
 23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等
医療提供体制の再構築	(4) 災害医療体制の整備 ●被災3県以外も含む 災害時の拠点の整備、耐震強化等		医療施設等の防災対策の推進 災害医療等のあり方検討 2011.07～検討会開催(10月31日報告書とりまとめ) 耐震化基金の積み増し・衛星電話の整備等 (注)全国の災害拠点病院618箇所(被災3県は33箇所)		○東海、南海、首都圏直下型等の災害も想定した全国の災害医療体制を整備
	(5) 一部負担金及び保険料の免除等 一部負担金 保険料			被災者に対する配慮 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の住民の方 → 免除措置を継続 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の国保・後期高齢者医療の被保険者 → 減免措置を継続	○被災者が安心して保健・医療等を受けられるよう、環境整備を進める。
	(6) 診療報酬の特例措置 算定要件の緩和			被災地の医療機関等に対する配慮 平成24年9月末まで延長 → 必要に応じ、緩和措置を継続。	

# 医療の復興に向けた施策の方針

## 分野ごとの考え方

### (1) 医療施設の整備

- まず仮設診療所等の整備、医療施設等の復旧等により当面の医療機能を確保した上で、次に県のプランづくりとそれに対する支援等をとおして中長期的な医療提供体制の再編を図る。  
具体化に当たっては、復興の主体である県、関係市町村等の打ち出す方向性について、国が助言し、調整を進める。その際、全半壊した医療施設のすべてを単に復旧するのではなく、医療機能の集約・連携、在宅医療の推進等の方向性を踏まえ、新たな医療提供体制のモデルとなるような形での復興を目指す。

### (2) マンパワーの確保

- 関係団体等からの医療チームの派遣（各県内での対応を基本へ）や被災地からの人材流出防止に向けた取組により当面の被災地の医療従事者を確保。また、全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医師等の派遣を支援。中長期的には、地域医療支援センター、地域医療再生基金を活用し医師の地域偏在の解消も考慮しながら、被災地における医療従事者の育成・確保を進める。

### (3) 診療情報の整備

- ネットワークの安全性を確保しつつ、情報連携基盤を整備することにより診療情報の共有化を進めもって医療機関間の連携を推進する（全壊により医療機能が大幅に低下した地域を対象）。

### (4) 災害医療体制の整備

- 災害に強い地域医療体制の検討（災害拠点病院の在り方を含む。）を行い、個々の医療施設の耐震性の強化と合わせて、首都圏直下型等の災害も想定した全国の災害医療体制の整備を進める。

### (5) 医療復興に向け、県・市町村及び国が協働して、街づくりの在り方等地域の实情に即した医療提供体制の在り方を検討し、各県にて、復興計画を策定し、復興後の具体像とスケジュールを明らかにしていく。

### (6) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の住民の方について、平成25年2月末まで医療機関などを受診した際の一部負担金の免除を行う。

上記区域以外の被災された方のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会に加入している方については、平成24年9月末まで医療機関等を受診した際の一部負担金の免除を行う。

その他の医療保険に加入の方は、加入の保険者により、引き続き、一部負担金が免除されることがある。

# 医療の復興に向けた施策の方針

## (7) 保険料の免除等

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の住民の方のうち、国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者については、平成25年3月末まで1年間減免措置を継続。

上記区域以外の被災者のうち、国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者については平成24年9月末まで減免措置を継続。

## (8) 保険者への財政支援

- (6)の一部負担金の免除を行った保険者(保険者の判断により、免除したものを除く)や、(7)の保険料の減免を行った保険者への財政支援措置を実施。

## (9) 医療機関等への配慮

- 被災者の方を数多く受け入れた医療機関等については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合や、看護師の配置基準を満たさなくなった場合、入院患者の平均在院日数が基準を超えることとなった場合であっても、入院料の減額措置を行わないこととしている。

### 平成23年度補正予算等での対応

- 平成23年度一次補正、二次補正では仮設診療所等の整備、医療施設等の復旧など、当面の医療機能の確保を進めた。

・仮設診療所等の整備: 予算額約14億円を確保。平成24年3月28日までに、医科診療所:25施設、歯科診療所:20施設設置済み。

今後、医科診療所:1施設、歯科診療所:-1施設を24年5月に設置予定。

(内訳)岩手県:医科診療所19施設。歯科診療所14施設。

宮城県:医科診療所3施設、今後1施設設置予定。歯科診療所5施設、今後1施設設置予定。

福島県:医科診療所3施設。歯科診療所1施設。

・医療施設等の復旧整備: 予算額約36億円を確保。交付申請のあった422施設\*について、24年3月23日までに全て交付決定済。

(交付決定済内訳)岩手県:55施設、宮城県:126施設、福島県:120施設、その他の県:121施設

※交付申請件数及び交付決定済件数には、三次補正での拡充分を含む。

# 医療の復興に向けた施策の方針

- また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、平成23年度一次補正、平成24年度予算及び事務連絡により、医療保険制度においても前述の措置を実施。
- 三次補正では医療施設等の復旧や医療従事者の確保など当面の医療機能の確保に加え、県による医療分野の復興計画の実現のため地域医療再生基金の積み増しをするなどにより、情報連携基盤を整備・活用しながら、効果的・効率的な医療提供体制の再構築を進めるとともに、医療施設等の防災対策を進める。
  - ・医療施設等の復旧整備：医療施設の災害復旧を引き続き進めるため、第三次補正予算で災害復旧費補助金の拡充（予算額126億円を確保）。
  - ・地域医療再生基金の積み増し（被災3県）：被災3県の中でも、特に津波等により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築を目的として、第三次補正予算で地域医療再生基金の積み増しを計上（予算額720億円を確保）。  
（各県からの医療の復興計画の提出を受けて、宮城県と福島県は3月7日、岩手県は3月13日に交付決定済。）
  - ・医療施設耐震化基金の積み増し（全国）等：災害拠点病院等の耐震化を進めるための医療施設耐震化臨時特例基金の積み増しや自家発電設備等整備、災害派遣医療チーム(DMAT)用通信機器等整備などを第三次補正予算で計上（予算額216億円を確保）。
  - ・医療従事者の確保：全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医師等の派遣の支援。  
（平成23年9月から平成24年2月まで岩手県、宮城県、福島県、茨城県の7病院（12診療科）へ全国から延べ256人の医師を派遣。）  
※厚生労働省が平成23年10月に「相双地域医療従事者確保支援センター」（平成24年1月からは「相双地域等医療・福祉復興支援センター」に改変）を福島県相双保健福祉事務所に設置し、そこを拠点として医師や看護師等の確保を支援
- 被災地における診療報酬の算定要件の緩和措置については、平成24年9月末まで延長。その後も必要に応じ、緩和措置を継続。

# 医療の復興に向けた施策の方針

## 平成24年度予算での対応

- 平成24年度予算では、
  - ①医療情報連携の基盤整備を行うため、以下の施策を推進(新規 9.5億円)。
    - ・医療機関の主要な診療データを、平時から標準的な形式で外部保存し、バックアップとすることにより、災害時においても過去の診療情報を参照できる手段を確保し、継続した医療の提供を可能とするとともに、平常時には、連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できる医療情報連携・保全基盤を整備する。
  - ②災害医療体制の強化を行うため、以下の施策を推進(2億円)。
    - ・災害時に被災県や被災県内の災害拠点病院との連絡調整等を担う災害派遣医療チーム(DMAT)事務局の体制を強化するとともに、被災地で物質調達、情報収集や連絡調整などの取りまとめ役を担うDMAT隊員を養成する。
    - ・「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」について、DMATの活動状況や広域にわたる患者搬送などの機能強化を図る。
- また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の住民の方について、一部負担金の免除や保険料の減免措置を一年間継続することとし、減免に要する費用を財政支援。(98億円)
  - ※ 上記区域以外の被災地域の国民健康保険・後期高齢者医療広域連合については、平成24年9月末までの減免に要した費用を、特別調整交付金により財政支援を行う。

# 介護の復興に向けた施策ロードマップ

     分野・段階ごとの達成目標   
      予算措置以外  
     予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、  
 23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

	一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等
①保険料や利用者負担の免除等	23① 介護保険料や利用者負担の免除等		24 東電福島原発事故に伴う警戒区域等の住民の方へ減免措置を継続	<p>○復興の基本方針を踏まえ、保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域のニーズを踏まえ、基盤整備を支援する。</p> <p>○被災市町村機能の現状に対応した復興支援となるニーズ調査等を行い、被災者のニーズに対応した介護基盤の整備について、市町村の復興計画(基本方針)に基づく具体的実施計画や事業計画に織り込む。</p> <p>○計画に基づき、介護保険サービスや住まいの場等の基盤整備等を行う。</p> <p>○あわせて、被災地以外における「地域包括ケアモデル」への転換を目指す。</p>
②仮設住宅等での在宅サービス	23① サポート拠点の整備 103ヶ所(H24.2.1時点) ※当面、サポート拠点の設置を推進することにより、現地のニーズに対応。	23③ サポート拠点の追加設置 生活不活発病対策	計画に基づく事業実施に関する規制緩和 ※復興特区の活用も含め検討中	
③施設の復旧	23① ・災害復旧費563億円を確保 ・仮設特養等を認容 ・大部分の施設で現地調査や本省協議を不要とするなど手続きを大幅に簡素化し、迅速化に向け改善	施設等の被災状況 全半壊25件 ①再開済み 4件 ②再開の目途 11件 ③再開時期未定等 10件 (H24.2末時点)	地域全体の被災状況や復興計画等を勘案し、災害復旧費等を活用 → <u>早急な復旧を推進</u>	
④復興住宅等の市町村の復興計画に合わせて介護に関する事項を織り込む	ニーズ調査のモデル実施	ニーズ調査の実施 分析 連動	国において調査票作成、分析ソフトの開発と分析支援等のバックアップ 市町村の復興計画等に介護に関する事項を織り込む 連動 ハード 介護サービスの基盤整備(基金) ソフト 地域ニーズに応じた地域包括ケアに資する事業の推進(基金)	

介護提供体制の再構築

# 介護の復興に向けた施策の方針

## 分野ごとの考え方

- 当面の対応としては、仮設住宅へのサポート拠点の設置等により、介護サービス提供体制を確保する。
- 中長期的には、復興住宅等の市町村の復興計画の進捗に合わせて、介護サービスの提供体制を整備する。
  - ① 国のバックアップの下、津波により被害を受けた市町村においてニーズ調査を実施
  - ② 調査結果を活用し、地域包括ケア体制づくりに向けた具体的な取組について、市町村の復興計画(基本方針)に基づく具体の実施計画や事業計画に織り込み、地域住民へ提示。
  - ③ 上記の計画に基づき、介護保険サービスや住まいの場等の基盤整備等を行う。あわせて、計画に基づく事業実施に関する規制緩和についても検討する。
- 介護保険の利用者負担や保険料については、減免を実施し、国からも財政支援する。

## 平成23年度補正予算等での対応

- 一次補正では老人福祉施設等の復旧や介護等のサポート拠点の推進など、当面の介護サービス提供体制の確保を進めた。  
【実績・今後の予定】※現在把握できているもの
  - ・老人福祉施設等の復旧: 予算額563億円を確保。自治体からの協議件数915件に対しては、すべて交付決定済み(24年3月末現在)。  
全半壊した施設で、今後復旧が想定されるものに対しては、予算を繰り越して対応。

# 介護の復興に向けた施策の方針

【実績・今後の予定(続き)】※現在把握できているもの

・介護等のサポート拠点の整備：被災3県に103ヶ所を整備予定(24年2月1日現在)。

(内訳)岩手県:27ヶ所、宮城県:51ヶ所、福島県:25ヶ所

被災地の高齢者・障害者等に対して、専門職種(介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等)による相談・生活支援等を行う費用を補助する。

応急仮設住宅等における総合相談、高齢者等のデイサービス、生活支援等を包括的に提供するサービス拠点の設置・運営に要する費用を補助する。

- 三次補正では被災地ニーズ調査等で把握された市町村のニーズに応じて、在宅サービス等を行う拠点を整備する地域包括ケアの拠点整備等や、長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる介護等のサポート施設(応急仮設住宅における総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供)の整備により、地域包括ケアの再構築を行う(119億円を計上(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し(被災県)))。

## 平成24年度予算での対応

- 24年度の対応としては、23年度三次補正で積み増した「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、引き続き被災地における地域包括ケアの再構築を行う。  
また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の住民の方について、平成24年度においても、利用者負担の免除や保険料の減免措置を継続することとし、減免に要する費用を財政支援(44億円)。  
※上記区域以外の被災地域の住民の方については、特別調整交付金により財政支援を行う。

# 公衆衛生の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標 
   予算措置以外  
  予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針の記載等
(1) 被災住民の健康確保	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">避難所等への健康対策</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">当面の公衆衛生の確保</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">被災者の長期にわたる避難所・仮設住宅での生活に対応した被災地域の公衆衛生の再構築</div>				
	保健師等の人材確保	23 ① 他自治体からの派遣 累計11,267人(3月23日現在)	23③ ① 人材確保支援 23③ ② 雇用創出基金事業の活用	→	○被災自治体で円滑な保健活動ができるような人材及び活動拠点の確保
	巡回保健指導	23①	23③ ① 仮設住宅における健康支援活動の実施	→	○被災地における健康支援活動及び栄養指導活動の実施
	巡回栄養指導	23①	23③ ① 仮設住宅における栄養指導活動(キッチンカーなどによる指導)の実施	→	・対象となる仮設住宅戸数: <b>約52,812戸</b>
被災住民に対する健康管理		23③ ① 市町村において、保健師や管理栄養士が確保できない等の支障があった際に県の保健所の保健師や管理栄養士が市町村に出向き支援を行う。  ② 被災各県において協議会を設置する等、被災住民のニーズを踏まえながら、被災自治体が行う今後の被災住民に対する健康管理の施策の検討等を支援していく。	→		
感染症・衛生対策(害虫駆除)	23	① 既存予算の活用 ② 感染症対策事業による害虫駆除	→	○衛生確保等による感染症の発生・まん延の防止	
(2) 保健衛生施設等の整備	被災した保健衛生施設等の復旧				
	保健衛生施設等の整備 [例] 精神科病院 市町村保健センター 保健所 火葬場 等	23①	23③ ① 所要額を増額	→	○被災した保健衛生施設等の復旧

# 公衆衛生の復興に向けた施策ロードマップ

  分野・段階ごとの達成目標   予算措置以外  
  予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、  
 23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

## 公衆衛生の再構築等

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針の記載等
緊急時の対応強化	(3)	災害に対応できるネットワークの構築・情報の共有の推進			
	透析医療の確保	● <sup>23</sup>	● <sup>23③</sup> ネットワークの強化	→ - - - - -	○被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保
	健康情報の共有化		● <sup>23③</sup> 健康管理システムの構築等	→	○被災者の健康情報の共有化による健康支援等
さい帯血供給体制	● <sup>23</sup>	● <sup>23③</sup> ネットワークの強化	→ - - - - -	○災害時のさい帯血供給体制の整備	
生活衛生関係営業者の支援	(4)	被災地域の生衛業の再生支援			
	補助金	● <sup>23</sup>	● <sup>23③</sup> 所要額を増額	● <sup>24</sup> 所要額の追加計上	○補助金を活用した地域再生の支援
	融資 (例) 理容業・美容業 クリーニング業	● <sup>23①</sup>	● <sup>23③</sup> 期限の延長、所要額を増額	● <sup>24</sup> 期限の延長	○被災営業者の融資による再生支援
東日本大震災復興特別貸付等による支援					
水道施設の復旧	(5)	水道の耐震化・広域化による災害に強いインフラ作り			
	復旧・耐震化	● <sup>23①</sup>	● <sup>23③</sup> まちの復興にあわせて耐震化	● <sup>24</sup>	○津波により家屋等が流出した地域(約4.5万戸)の水道の復興
	広域化	● <sup>23</sup>	被災地での広域化	● <sup>24</sup>	○単純復旧だけでなく、耐震性の高い水道施設への整備 ○持続可能な水道の実現のため、広域化を支援

# 公衆衛生の再構築等に向けた施策の方針

## 分野ごとの考え方

### (1) 被災住民の健康確保:

被災地の避難所・仮設住宅等の生活者を中心に強く求められている健康管理、食事・栄養管理、衛生管理への支援を行っていく。具体的には、巡回保健指導や巡回栄養指導を行い、さらに被災自治体が行う被災住民に対する今後の健康管理施策の検討を進め、被災住民の健康確保を図る。保健師等の人材確保にあたっては、他の自治体からの派遣だけでなく、重点分野雇用創造事業を活用し、被災自治体で円滑な保健活動ができるよう人材及び活動拠点の確保を図る。また、既存予算(感染症予防事業費)を活用し、感染症の発生・まん延防止をすることにより、被災地における衛生確保を行う。

### (2) 保健衛生施設等の整備:

精神科病院、保健所、火葬場などの保健衛生施設等の施設及び設備の災害復旧により、保健衛生、公衆衛生等の確保を図る。

### (3) 緊急時の対応強化:

透析医療の確保や災害時のさい帯血移植体制の整備などについてネットワークの強化や被災者の健康情報共有化を図ることにより、災害における緊急対応の強化を進める。

### (4) 生活衛生関係営業者の支援:

短期的には補助金等を活用し、訪問理・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係営業者の一日も早い事業再開を支援する。中長期的には、東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係営業者の自立への支援を進める。

### (5) 水道施設の復旧:

被災地の復興にあわせて復旧・整備を進める。あわせて被災地での耐震化・広域化を図り、災害に強いインフラ作りを推進する。

# 公衆衛生の再構築等に向けた施策の方針

## 平成23年度補正予算等での対応

○ 一次補正では、水道施設や精神科病院、保健所・市町村保健センターなどの保健衛生施設の復旧や、生活衛生関係営業者に対する東日本大震災復興特別貸付を行う日本政策金融公庫の財政基盤強化のための出資を行った。

### 【実績・今後の予定(一次補正)】

- ・水道施設の復旧: 予算額160億円を確保。約230万戸に断水が生じたが、大多数の被災水道で応急復旧が完了し、現在の断水戸数は45,218戸(平成23年10月21日現在)。現在の断水戸数のうち、45,199戸については津波により家屋等が流出した地域で、街の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定。※実績は下記に3次補正と合わせて記載
- ・保健衛生施設等の復旧: 予算額約13億円を確保。**平成24年3月31日までに、202施設の実地調査を完了。((実地調査内訳) 岩手県:12施設、宮城県:56施設、福島県:33施設、その他の都県:101施設)**
- ・東日本大震災復興特別貸付: 予算額21億円(出資金)を確保。貸付件数1,721件(平成24年3月29日現在)

○ 三次補正では水道施設や精神科病院、保健所・市町村保健センターなどの保健衛生施設の復旧に加え、被災地における公衆衛生の再構築や生活衛生関係営業者への支援、災害時の緊急対応の強化をすすめる。具体的には、保健所・市町村保健センターの復旧、巡回保健指導・巡回栄養指導に必要な公衆衛生専門職種の確保支援及び被災自治体が行う被災住民に対する健康管理施策の検討の支援を行い、被災者の健康不安の解消や適切な栄養指導などを実施する。生活衛生関係営業者に対しては、東日本大震災復興特別貸付の拡充や訪問理・美容キットの配布、仮設の共同利用施設を活用したクリーニング工場の運営支援などきめ細かい自立への支援を行う。災害時の緊急対応の強化については、日本透析医会災害情報ネットワークシステムやさい帯血公開検索システムなどの機能強化を行う。

### 【実績・今後の予定(三次補正)】

- ・水道施設の復旧: 予算額303億円を追加確保。

年度内査定実施件数は1次補正と3次補正合わせて241件(協議件数に対し、実施率100%)で、津波による甚大な被害から都市計画の見直しを要するなど結果的に年度内に本復旧工事の着手が見込めない地域等の災害査定は平成24年度に実施する。

執行額は結果として、年次計画において本復旧工事(給水に必要な応急工事は完了)を平成24年度以降に実施することとした分を含めて1次補正分は160億円、3次補正分は92億円。

- ・保健衛生施設等の復旧: 予算額約82億円を追加確保。平成24年3月31日までに、31施設の実地調査を完了。((実地調査内訳) 岩手県:2施設、宮城県:12施設、福島県:16施設、その他の県:1施設)。津波により施設が流出した地域等では、街の復興に合わせて復旧する予定。

# 公衆衛生の再構築等に向けた施策の方針

## 【実績・今後の予定(三次補正)(続き)】

- ・東日本大震災復興特別貸付: 予算額約31億円を追加確保。取扱期間を平成24年3月31日まで延長。
- ・生衛業者への支援: 予算額約2億円を確保。理容、美容、クリーニング業などの生活衛生関係営業者の早期復興を支援。
- ・巡回保健指導・巡回栄養指導等の健康管理施策の支援
  - : 被災地健康支援事業について、予算額29億円を確保。岩手県ほか仮設住宅を設置している被災県において、地域の実情に応じた健康支援活動の体制強化のための事業を実施。
- ・緊急時対応強化: 透析医療の緊急時対応強化として、予算額1千万円を確保(社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークシステムの機能強化)。さい帯血公開検索システムの機能強化として、予算額約5千万円を確保。システムの機能強化を図り、迅速にさい帯血が提供できる体制を整備中。

## 平成24年度予算での対応

- 平成24年度予算では、水道施設の復旧を引き続き行うとともに、耐震化や広域化を推進する予定。(404億円)
- また、生活衛生関係営業者に対する復興支援についても、引き続き行う予定。(1.4億円)

## 【今後の予定】

- ・水道施設の復旧: 予算案において200億円を計上。東日本大震災の津波等で甚大な被害を受けた地域で、都市計画の見直しを伴うなど、通常の原因復旧では対応できない水道施設の復旧・復興を図る。
- ・水道施設の防災対策: 予算案において176億円を計上。東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道施設の耐震化を推進。
- ・水道施設の広域化の推進: 予算案において28億円を計上。持続可能な水道の実現のため、複数の水道施設の連結等による広域化を推進。
- ・東日本大震災復興特別貸付: 取扱期間を平成25年3月31日まで延長し、引き続き支援。
- ・生衛業者への支援: 予算案において約1.4億円を追加計上。理容、美容、クリーニング業などの生活衛生関係営業者の復興を引き続き支援。

# 食品の安全確保に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標    ○ 予算措置以外  
  予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、  
 23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

食品中の放射性物質に係る安全対策の推進

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等		
(1) 自治体による検査への支援	自治体による放射性物質の検査への支援	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">自治体による放射性物質の検査の適正かつ円滑な実施</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の研究機関等での検査実施の支援</li> <li>自治体等による検査結果は、厚生労働省において毎日すべて公表</li> <li><b>新たな基準値の施行後も検査が円滑に実施できるよう、スクリーニング検査法や検査計画のガイドラインを改正</b></li> </ul>			自治体における検査機器整備への補助 国による買上調査の実施(平成23年8月～)	○ 自治体において、食品中の放射性物質の検査が適正かつ円滑に行われるよう各種の支援を実施	
	国の研究機関等での検査体制の強化	厚労省所管施設での測定機器整備(3ヶ所)等 放射能モニタリング強化のための経費を二次補正予算に計上(文部科学省一括計上、厚生労働省分1億円)			○ 厚生労働省所管施設において、各自治体が行う検査への協力を推進		
(2) 基準値の設定とフォローアップ	基準値の設定と長期的フォローアップ	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">暫定規制値設定(3月17日)</div> ※原子力安全委員会により示された指標値	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">新基準値の設定と長期的フォローアップ</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>暫定規制値に代わる<b>新たな基準値について、平成24年3月15日に関係省令・告示を公布し、4月1日から施行</b></li> <li>新たな基準値については、平成24年度以降、その有効性等を継続的に検証するため、食品の汚染状況や摂取状況に関するフォローアップ調査を実施</li> <li>新基準値の設定に合わせ、リスクコミュニケーションの取組を実施</li> </ul>			調査、データ収集、解析等 食品の汚染状況や摂取状況に関するフォローアップ調査等	○ より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品から許容できる線量(放射性セシウム等)を年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げる ○ また、子ども等への影響にも十分配慮するため、「乳児用食品」、「牛乳」の区分を含む4区分で新たな基準値を設定 ○ 新基準値の施行後も、その有効性、適切性を継続的に検証するため、食品の汚染状況や摂取状況に関するフォローアップ調査を実施

# 原子力災害による食品中の放射性物質への対応方針

## 分野ごとの考え方

原子力災害対策本部、農林水産省、文部科学省、消費者庁等の関係省庁と連携しながら、以下の取組みを推進する。

### (1) 地方自治体による検査への支援

- 原子力災害対策本部が定めたガイドラインなどを踏まえ地方自治体が行っている検査の結果を集約し、基準値を超えなかったものも含め、迅速に公表。
- 食品の検査に関して、政府の研究機関等での検査実施の支援を行っているほか、簡易測定機器の要件を設定し、その導入を推進することにより、検査の迅速化・効率化を図っている。新たな基準値の施行後も検査が円滑に実施できるよう、簡易測定機器の要件や検査計画のガイドラインを改正。

**【実績】検査実施状況: 133, 832件(政府の研究機関等での検査実施状況: 1, 491件)(24年3月末現在)**

- 国(国立医薬品食品衛生研究所)による流通段階での買上調査を実施し、必要に応じ、地方自治体による検査の強化を要請。

**【実績】検査実施状況: 1, 512件(23年8月～24年3月末現在)**

- 新たな基準値の施行後も、検査が円滑に実施できるよう、都道府県、保健所設置市及び特別区における放射性物質検査機器整備に対して補助。

### (2) 食品の放射性物質の新基準値の設定とフォローアップ

- 原発事故発生後速やかに、原子力安全委員会の示した指標値を食品の放射性物質に関する暫定規制値として設定。これを上回る場合は、原子力災害対策本部の決定に基づき、出荷制限の指示等を実施。
- 新たな基準値は、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品から許容できる線量(放射性セシウム等)を年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げるとともに、子ども等への影響にも十分配慮するため、「乳児用食品」、「牛乳」を独立した区分とし、「一般食品」、「飲料水」を含む4区分とした。

平成24年4月1日から、一部の食品について経過措置を設けた上で、新たな基準値を施行。

- 新基準値策定の施行後も、その有効性、適切性を継続的に検証するため、食品の汚染状況や摂取状況に関するフォローアップ調査を実施。
- 新たな基準値の設定に合わせ、全国での意見交換会の開催や政府広報・ホームページを活用した情報提供などのリスクコミュニケーションの取組を実施。

# 原子力災害による食品中の放射性物質への対応方針

## 平成23年度補正予算等での対応

- 二次補正では、検疫所及び国立試験研究機関での検査体制の強化を図るため、検査機器の整備を行うための経費を計上。
- 三次補正では、暫定規制値に代わる基準値の設定等に向けた必要な調査を実施するための経費を計上。

## 平成24年度予算での対応

- 平成24年度予算では、食品中の放射性物質対策の推進のため、以下の経費を計上。(7.2億円)
  - ・都道府県等における放射性物質検査機器整備への補助
  - ・国による流通段階での買上調査
  - ・新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証
  - ・新基準値に関するリスクコミュニケーションの実施 等

# 地域福祉の復興に向けた施策ロードマップ

  分野・段階ごとの達成目標    ○ 予算措置以外  
  予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等
「絆」の構築・再生		避難所の解消 → 応急仮設住宅への入居 → 被災者の住居の確保 ↓ 応急仮設住宅の解消			○社会福祉協議会、民生委員、NPO等による見守り活動等による応急仮設住宅等における孤立化の防止  ○住民ニーズの把握、必要に応じたパーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築  ○被災生活保護受給者を受入れる自治体の負担軽減
	応急仮設住宅における孤立化防止等  コミュニティの再生支援	※社会福祉協議会、民生委員、NPO等による見守り活動  23① サポート拠点の拠点整備(約103箇所(2月1日時点)) 22補 「絆」再生事業の実施	応急仮設住宅の居住環境等をフォローアップ  サポート拠点の追加設置  23③ 「絆」再生事業の拡充  23③ 被災生活保護受給者の支援に対する生活再建サポート		
				地域コミュニティの再生	
福祉基盤の整備	社会福祉施設等の復旧、防災対策等	23①② 災害復旧に係る補助率の嵩上げ(通常1/2→2/3) ・福祉医療機構による融資の拡充(無利子融資、融資率100%、返済猶予・償還期間の延長(原則5年)等)	23③ 社会福祉施設等の防災機能強化		○社会福祉施設等の早期復旧  ○社会福祉施設等の防災機能の強化
	福祉人材の確保	※重点分野雇用創造事業を活用した福祉人材の確保(重点分野雇用創造事業について、福祉分野での活用も推進)	23③ 被災地での就業を志す学生に対する支援(修学資金の貸与)の強化等	福祉人材の確保	○被災地における福祉人材の確保を進める。

# 地域福祉の復興に向けた施策の方針

## 分野ごとの考え方

- (1)「絆」の構築・再生:被災地において、「絆やつながり」を維持続けることができるよう、応急仮設住宅等における孤立化防止、コミュニティの再生支援、に資する取組を行う。具体的には、応急仮設住宅等における生活環境も含め、住民ニーズの把握、生活相談や居場所づくり等の支援、見守り等の支援体制の構築、関係者間の総合調整など、地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための市町村の取組を支援する。
- (2)福祉基盤の整備:まずは、被災した社会福祉施設等の早期復旧を支援し、当面の福祉基盤を確保するとともに、今後は、地域の復興計画に合わせて、地域包括ケア体制の構築という観点から、被災地域における社会福祉施設等の整備を支援していく。その際、社会福祉施設等の防災機能強化を図り、災害に強いまちづくりを進める。また、福祉施設等の整備に併せて、福祉の担い手となるマンパワーを育成・確保していくための施策を講じていく。

## 平成23年度補正予算等での対応

- 一次補正・二次補正では、社会福祉施設等の復旧を支援するための補助率の嵩上げ、(独)福祉医療機構による無利子融資や融資率の引き上げ、返済猶予・償還期間の延長など社会福祉施設の復旧を進めていくための対策を講じた。

### 社会福祉施設の復旧

- ・社会福祉施設等の復旧支援のための補助率嵩上げ:一次補正において815億円を確保。
  - 老人福祉施設等:自治体からの協議件数976件のうち、637件が着工着手済み(24年2月末現在)
  - 障害福祉施設等:自治体からの協議件数305件のうち、265件が着工着手済み(24年3/23現在)
  - 児童福祉施設等:自治体からの協議件数725件のうち、602件が着工着手済み(24年3/12現在)
- ・(独)福祉医療機構による融資:一次補正において264億円を確保。
  - 融資件数605件((内訳)岩手県51件、宮城県339件、福島県88件、その他127件)
  - (24年3/30現在、医療貸付分含む)

# 地域福祉の復興に向けた施策の方針

- 三次補正では、社会福祉施設等の防災機能の強化を図るとともに、被災地での就業を志す介護福祉士養成施設等の学生に対する支援(修学資金の貸与)を強化していくこと等により、マンパワーの確保を進めていく。

- ・社会福祉施設の防災機能の強化(耐震化):三次補正において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の事業実施期間(平成21年度から23年度まで)を1年間延長し、平成24年度までにするとともに、27億円の基金を積み増し。(基金総額は、追加分も含め全体で1,089億円)

**※ 社会福祉施設等の耐震化率 81.3%(平成22年4月1日現在)**

- ・福祉人材の確保(修学資金の貸与):三次補正において、震災により学費等の支払いが困難となっている学生が増加している被災県等に限り、被災した学生全員に貸付できるよう必要な原資として17億円を計上。申請があった4道県に交付(4道県17億円)

**※厚生労働省としては、福島県相双保健福祉事務所内に設置した「医療・福祉復興支援センター」を拠点として、福祉施設従事者の確保を支援(平成24年1月～)**

また、「絆」の構築・再生に向けて、被災地において、生活相談や居場所づくり等の支援、見守り等の支援体制の構築などについて、「絆」再生事業の拡充で対応し、さらに、被災した生活保護受給者の日常生活全般に渡る支援を行うため、外部委託等により「生活再建サポーター」を設置。

- ・社会的包摂・「絆」再生事業:三次補正において145億円を計上。

**事業計画の申請があった23都府県に交付(23都府県90.4億円)**

※事業期間は平成24年度末まで。岩手、宮城、福島の3県を基本としつつ、県外避難者等を支援するため、全国を対象とする。

- ・生活再建サポーター:三次補正において30億円を計上。

**申請があった38都道府県に交付(38都道府県17.6億円)**

# 地域福祉の復興に向けた施策の方針

## 平成24年度予算での対応

- 災害救助費等負担金については、予備費・一次補正において応急仮設住宅の建設等に係る費用を確保。三次補正では、被災3県に対する求償に係る費用を確保し、引き続き応急仮設住宅における居住環境等の改善を図る。また、平成24年度予算では、平成24年度の民間賃貸住宅借り上げ等にかかる費用を確保する。
  - ・応急仮設住宅の居住環境等に関するPTにおいて実施した入居者等へのアンケート結果を踏まえ、「寒さ対策」を含むハード面の追加工事等が適切かつ着実に進められるよう、団地ごとに進捗管理を行い、設備等の追加設置にかかる費用についても災害救助法に基づく国庫負担の対象となる旨被災県に通知している。
  - ・応急救助に必要な経費（応急仮設住宅の設置に必要な経費含む）として、以下の予算額を計上している。

災害救助費等負担金	平成23年度予算	4,131億円	(当初:2億円 予備費:503億円 一次補正:3,626億円)
	平成23年度三次補正	301億円	
	平成24年度予算	494億円	

# 障害児・者支援の復興に向けた施策ロードマップ

→ 分野・段階ごとの達成目標 (23...23年度当初、24...24年度当初、23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)  
○ 予算措置以外  
→ 予算措置

## 障害児・者支援体制の再構築

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等		
<p>被災した障害児・者に対するサービス提供、居住の場の確保</p>		<p>避難所等への障害福祉サービスの提供、2次避難所への移転</p> <p>被災障害者の他県での受入調整(国立施設を含む)</p> <p>視覚障害、聴覚障害、発達障害安否確認を実施</p> <p>仮設住宅をグループホーム・ケアホームとして活用、福祉仮設住宅の設置</p>			<p>○ 障害者が当たり前に地域で暮らせる社会の構築</p>		
<p>(1) サービス提供体制の復旧・復興支援</p>	<p>障害福祉施設等の復旧・復興</p> <p>被災3県の被災状況(24年4月13日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊57か所</li> <li>・半壊・一部破損302か所</li> </ul> <p>(施設総数 2036か所) (※)</p>	<p>23① 入所・通所施設の復旧に係る施設整備 (補助率嵩上げ等→仮設施設も対象) (108億円)</p> <p>23① 同上の施設の事業復旧に係る設備整備 (21億円)</p> <p>23① 建設資金、経営資金の融資について福祉医療機構の災害復旧資金で対応(1次補正:100億円)</p> <p>23② 2重債務対策(福祉医療機構の基盤強化に40億円を措置)</p>	<p>23③ 対象施設等の拡大等 (訪問系サービス・相談支援事業所)(基金)</p>	<p>24年度末までの基金にて対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が策定する障害福祉計画に基づくサービス提供基盤の整備促進</li> <li>・ 障害者や高齢者等を包括的に支援する被災地における地域包括ケア体制の整備</li> </ul>		
	<p>マンパワーの確保</p>	<p>国による他県からの介護職員等の派遣調整</p> <p>(延べ派遣人数)岩手:1,082人日、宮城:2,992人日、福島3,715人日&lt;国立施設320人日を含む&gt;合計7,789人日(23年8月末時点)</p> <p>関係団体現地対策本部による事業再開支援、介護職員等の派遣調整</p>			<p>23③ 被災地障害福祉サービス基盤整備事業(ソフト事業)</p> <p>就労支援事業の製品等の販路拡大、新体系移行を進めるための支援、発達障害児・者の被災時支援の事例集積等)</p>	<p>24年度末までの基金にて対応</p>	<p>(参考)東日本大震災からの復興の基本方針(抜粋)</p> <p>5 復興施策</p> <p>(2) 地域における暮らしの再生</p> <p>① 地域の支え合い</p> <p>(i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでもコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。</p>
	<p>地域包括ケア体制の整備 (障害者や高齢者等を包括的に支援)</p>	<p>23① 重点分野雇用創造事業の活用</p> <p>23① サポート拠点の拠点整備 (「地域支え合い体制づくり事業」として70億円増し)</p>	<p>23③</p> <p>23③</p>	<p>23③</p> <p>23③</p>	<p>サポート拠点の追加設置</p>		
	<p>被災した障害児・者のサービス利用に係る負担軽減等</p>	<p>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定(120百万円)</p>			<p>東電福島第一原発事故による警戒区域等は平成25年2月28日サービス提供分まで(16百万円)</p> <p>東日本大震災による被災区域は平成24年9月30日サービス提供分まで</p>		
	<p>防災拠点スペースの整備及び障害福祉サービス事業所等の耐震化</p>	<p>23①</p>		<p>24 防災拠点スペースの整備及び障害福祉サービス事業所等の耐震化(45億円・全国防災も)</p>			
<p>(2) 原発事故対策</p>	<p>避難区域に存する障害福祉施設利用者の区域外への避難</p>	<p>広域的な避難受入施設の調整、介護職員等の派遣調整(再掲)</p> <p>福島県の515名につき厚労省において広域調整を実施 (東洋学園等&lt;富岡町、川内村他&gt;281人→千葉県立鴨川青年の家(2月までに概ね帰還)、光洋愛成園等&lt;富岡町他&gt;68人→国立のぞみの園)</p>				<p>当面立入りが困難な避難区域にできるだけ近い地域で、従前の障害福祉サービス提供体制の回復</p>	
	<p>計画停電への対応</p>	<p>23① 自家発電設備の整備費補助(909百万円)</p>	<p>地元への帰還支援(福祉仮設住宅等の建設等)</p>				

※ ・全壊57か所の内訳 居住サービス 19か所 児童・通所サービス 28か所 訪問系サービス・相談支援 10か所  
 ・半壊・一部破損302か所の内訳 居住サービス 100か所 児童・通所サービス 178か所 訪問系サービス・相談支援 24か所  
 (施設総数) 2036か所 居住サービス 607か所 児童・通所サービス 700か所 訪問系サービス・相談支援 729か所

# 障害児・者支援の復興に向けた施策の方針

## 分野ごとの考え方

### (1) サービス提供体制の復旧・復興支援

- 震災直後の対応としては、避難所等への障害福祉サービスの提供や被災障害者の他県での受入調整等により、障害福祉サービス提供体制を確保。  
次に、バリアフリー対応の仮設住宅の設置や仮設住宅を障害者のグループホームとして活用することなどの取組を進め、2次避難所等から仮設住宅や居宅への移行を促進。
- 障害福祉サービス事業所の復旧・復興を支援するため、
  - ・ 入所・通所施設の復旧に係る施設整備の国庫補助率引上げ
  - ・ 障害福祉サービスの利用者負担や施設入所者の食費・居住費の自己負担の免除を行う市町村の財政支援等を実施。
- また、「地域支え合い体制づくり事業」等を活用し、障害者や高齢者等が地域で暮らし続けることができるよう仮設住宅地に「サポート拠点」を整備するなどにより、「地域包括ケア」体制の整備を推進。

### (2) 原発事故対策

- 避難区域外に避難している障害児・者について、特に県外からの帰還に向けて、福祉仮設住宅等の設置を促進。  
(千葉県立鴨川青年の家に避難中:東洋学園等280人、国立のぞみの園に避難中:光洋愛成園等68人(H23.08.22時点))

# 障害児・者支援の復興に向けた施策の方針

## 平成23年度補正予算等での対応

○ 一次補正では、入所・通所施設の事業復旧に係る補助、障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除する等の措置を以下のとおり行った。(食費・居住費の自己負担の免除措置については、当初8月末までを予定していたが、最終的には2月末サービス提供分まで実施した。)

・入所・通所施設の事業復旧: 予算額108億円を確保。

自治体からの協議件数305件のうち、交付決定済件数151件。(24年3/23現在)

265件が着工着手済み。(24年3/23現在)

今後、対象施設の管理者・関係各県等の協力を得つつ順次実地調査を実施し、完了したものについては交付申請があり次第交付決定の予定。

・障害福祉サービスの利用者負担や施設入所者の

食費・居住費自己負担の免除を行う市町村の財政支援: 予算額1.2億円を確保。

23年12月と24年3月の二度にわたり合わせて0.9億円を交付決定済。

・入所・通所施設の復旧に係る設備整備: 予算額21億円を確保。

自治体からの協議件数291件のうち、287件については交付決定済。(24年3/22現在)

・自家発電設備の整備: 予算額9億円を確保

自治体からの協議件数184件のうち、176件については交付決定済。(24年3/22現在)

○ 三次補正では、以下のことを重点に、入所・通所施設の復旧事業について対象施設の拡大、サービスの復興支援(ソフト事業)に対する助成、効果的・効率的な障害福祉サービスの再構築を進めるために必要な財政措置(障害者自立支援臨時特例交付金による基金の積み増し等)を講じた。

・居宅介護事業所等の事業再建に向けた支援: 予算額1.9億円。

・障害福祉サービスの事業運営支援: 予算額18.5億円。

## 平成24年度予算での対応

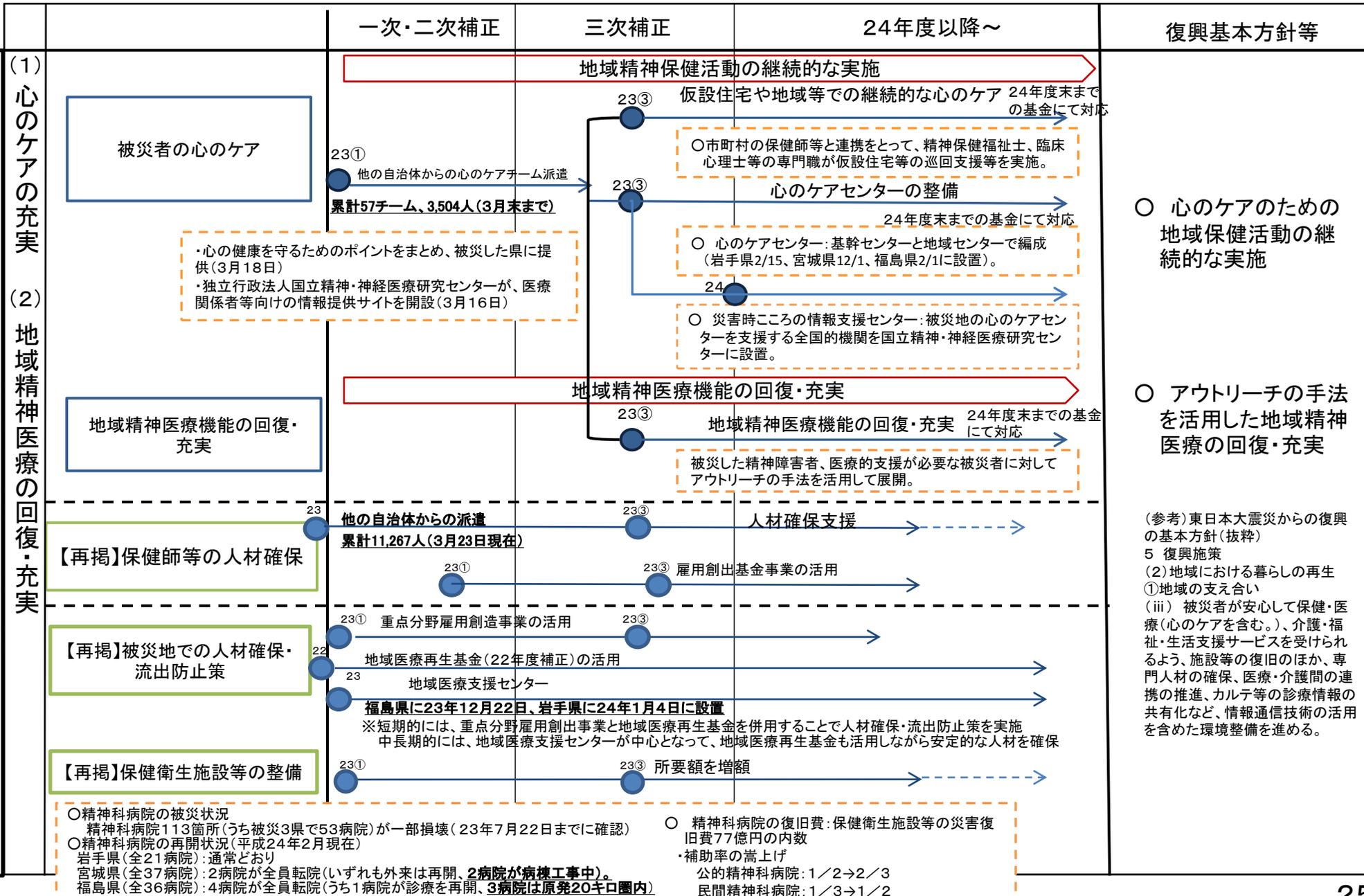
○ 24年度予算では、災害発生時におけるサービス確保のための防災拠点スペースの整備等、以下の施策を推進する。(新規・45億円(全国防災もの))。

・ 障害者等のサービス提供に関して専門的機能を有する障害福祉サービス事業所等において、被災障害者等の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点スペースを整備し、災害時における障害者等のサービスを確保する。

・ 併せて、障害福祉サービス事業所等の耐震化を図る。

# 心のケア・地域精神医療の充実に向けた施策のロードマップ

  分野・段階ごとの達成目標   予算措置以外  
  予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)



# 心のケア・地域精神医療の充実に向けた施策の方針

## 地域保健(心のケアを含む)の考え方

被災地では、PTSDの症状の長期化、生活への不安等も重なり、うつ病や不安障害が増大することが考えられることから、中長期的な対応が必要となり、そのための地域精神保健医療を担う人材の確保等が必要。具体的には以下のとおり。

- ① 地域精神保健活動の継続的な実施
- ② 地域精神医療機能の回復・充実

## 平成23年度補正予算等での対応

- ・ 一次補正では、精神科医等から構成される心のケアチームを全国から派遣した。(災害救助法)  
心のケアチームは、保健師の活動等と連携を取って避難所等を巡回して支援を行うほか、自宅や仮設住宅への訪問支援を行った。(平成24年3月末で終了。累計57チーム、3,504人が活動した。)
- ・ 三次補正では、予算額28億円を障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し、
  - ①として
    - 仮設住宅や地域等での継続的な心のケア
      - ・市町村の保健師等と連携をとって、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職が仮設住宅等の巡回支援等を実施
    - 心のケアセンター設置
      - ・心のケアセンター:基幹センターと地域センターで編成(岩手県:24年2月15日、宮城県:23年12月1日、福島県:24年2月1日に設置)
  - を、②として
    - 震災対応アウトリーチ
      - ・被災した精神障害者、医療的支援が必要な被災者に対してアウトリーチの手法を活用して展開を実施する。

## 平成24年度予算での対応

- ・ また、三次補正で、災害時こころの情報支援センター(被災地の心のケアセンターを支援する全国的機関)を独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置しており、24年度予算でも措置する。

# 子ども・子育て支援の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標 
   予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)
   予算措置以外

		一次・二次補正	三次補正・四次補正	24年度以降～	復興基本方針等
児童福祉施設の復旧・整備	被災した保育所等の児童福祉施設の復旧 (27施設が全壊、11施設が半壊、241施設が一部損壊 (5月13日現在))	子育てを身近な地域で支える基盤の構築 災害復旧費 保育所等土壌入れ替え	子育てに関するニーズを把握・推計し、子育て支援サービス基盤を整備 幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の一体的な復旧・再生 ・地域の子育て支援体制の将来のあり方を踏まえた復興支援・複合化・多機能化を図りつつ基盤整備	16億円の積み増し(安心こども基金) 82億円を追加 安心こども基金の積み増し・延長	○関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。 ○関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進める。
	被災した子どもたちの状況把握 親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知	震災孤児・遺児への支援	27億円の積み増し(安心こども基金) 16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)	被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築 安心こども基金の積み増し・延長 復旧・復興枠として8億円を計上	○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。 ○被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行う。 ○心のケアの支援体制の構築を行う。
ケアが必要な子どもたちへの支援		○被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童(孤児)の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。 ※今回の震災で両親を亡くした又は両親が行方不明の児童は、 <b>241人(3月28日現在)</b> ○両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進。また、親族が養育できなくなった場合には、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく方針。 ・親族による里親の認定 <b>118件(児童162人)</b> (平成24年3月8日現在) ※おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更(平成23年9月1日より) ○今回の震災によりひとり親となった児童(遺児)について、岩手県、宮城県、福島県、仙台市に対し文部科学省と連名で通知を发出し、学校や保育所を通じた把握状況を照会。また、ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、自治体とともに、年金事務所やハローワークの窓口等に支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知するとともに自治体による相談員の設置を安心こども基金で支援。 ※今回の震災で、ひとり親となった児童は、 <b>1,372人(23年3月28日現在)</b> ○孤児、遺児、その他支援が必要な者に対する継続的な支援を実施。 ○厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方針について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立。(23年10月27日)			震災孤児(両親を亡くした又は両親が行方不明の児童)への支援 震災遺児(ひとり親家庭)への支援 被災した子どもたちへの長期的・継続的な支援

# 子ども・子育て支援の復興に向けた施策の方針

## 分野ごとの考え方

子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。

- (1) 児童福祉施設の復旧・整備 : まずは小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等により、被災した児童福祉施設の復旧を図る。

次に被災地(自治体)が子育て支援に関するニーズを把握・推計し、被災地(自治体)の子育て支援サービスの基盤の整備を図る。

具体的には、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など関係施設の複合化、多機能化を図るような形での復興を目指すこととし、復興の主体である県、関係市町村の打ち出す方向性について、国が助言し、調整を進めるとともに、財政支援を行う。

- (2) ケアが必要な子どもたちへの支援 : まずは、今回の震災で親を亡くした子どもの状況を把握。

両親が死亡・行方不明の子どもについては、児童相談所による児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施し、親族里親等の制度を活用してもらえよう周知し、認定を推進する。親族が養育できなくなった場合は、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく。また、ひとり親家庭についても必要な支援を受けられるよう、支援策の概要等を記載したチラシの配布により支援策を周知するとともに、自治体で相談員を配置して訪問等を行う取組を安心こども基金で促進。

厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立し、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、中長期的な支援を行う。

## 平成23年度補正予算等での対応

- 一次補正では、児童福祉施設等の災害復旧のため、約47億円を確保した。また、被災した子どもの相談・援助を目的として、安心こども基金を27億円積み増した。
- 二次補正では、児童福祉施設等の園庭の土壌の入れ替えのため、災害復旧費を5億円確保した。
- 三次補正では、児童福祉施設等の災害復旧等のため、82億円を追加した。また、母子寡婦福祉資金貸付金の原資を16億円追加し、子育て関係施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政措置を行うために、安心こども基金を16億円積み増した。
- 四次補正では、安心こども基金の積み増し・延長により、東日本大震災により被災した子どもへの支援について、平成24年度も継続して引き続き実施することとした。

## 平成24年度予算での対応

○24年度予算では、被災した母子家庭等に対し、母子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行うため、復旧・復興枠として貸付原資を8億円計上。



# 雇用の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標

雇用対策	震災直後の対応	1次補正	3次補正	24年度以降	復興基本方針等
「日本はひとつ」ごとプロジェクト	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3		
雇用の維持支援	雇用保険の特例の実施や雇用調整助成金の特例による企業の雇用維持を支援				○雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて推進。
	雇用保険の特例 (3/12~)	延長給付をさらに60日延長する特例措置を実施	被災3県の沿岸地域等に居住する方について、さらに90日分延長する措置を実施	生産量要件について、震災前との比較も可能に(1次補正までに講じた特例は平成24年5月1日までに終了)	
雇用機会の確保	当面は雇用創出基金事業等によりつなぎ雇用を確保				○復旧・復興事業等による確実な雇用創出。 ○新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施。 ○第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援。 ○若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保。
	つなぎ雇用の確保	雇用創出基金事業の要件緩和(4/5~) 復興事業に関する地元優先雇用の推進(4/5~)	基金の積み増し	更なる積み増し・延長 復興事業を含め引き続き実施 産業振興と一体となった本格的な安定雇用の確保(被災地雇用復興総合プログラム) ○事業復興型雇用創出事業 ○生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業	
マッチング支援	避難所等へ出張相談		仮設住宅へ出張相談		○被災した方々の新たな就職に向けた支援を政府を挙げて推進。 ○若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保。
	避難所等へ出張相談 (3/16~)	・避難所・仮設住宅へ出張相談 ・市町村と連携した求人開拓 ・全国ネットによる広域的な職業紹介	雇入れ助成も含めた就職支援を実施	・復旧事業等の求人確保 ・職業訓練修了者に対する就職支援の拡充 ・長期失業者の再就職支援の強化	
職業訓練	当面の復旧ニーズや震災後の産業構造を踏まえた職業訓練等を実施				○被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充等を実施。
	特別訓練コース(建設機械の運転等)の設定(4/5~)	・建築設備等の公共職業訓練の拡充 ・被災した訓練施設の復旧	・震災後の産業構造を踏まえた訓練の実施・訓練定員等の拡充 ・復興に資する産業分野の中核人材を育成する事業主への支援 ・事業主が行う職業訓練への支援の拡充		
実施体制の整備	ハローワークの機能・体制の強化				○雇用対策をより効果的なものとするため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を実施。
全国のハローワークの職員への応援により対応(4/11~)	ハローワークの職員の応援派遣や増員など機能・体制の強化				

# 雇用の復興に向けた施策の方針(1)

## 分野ごとの考え方

- (1)雇用の維持支援:現在実施している雇用保険の離職要件の緩和や失業給付期間の延長等や雇用調整助成金の特例により、企業の雇用維持努力への支援を行い、被災者の生活の安定を図る。
- (2)雇用機会の確保:当面の雇用機会創出のため、雇用創出基金事業を積極的に活用するとともに、被災地の本格的な雇用復興を図るため産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。
- (3)マッチング支援:全国ネットのハローワークを活用し「日本はひとつ」しごと協議会などを通じ、求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かい就職支援を実現する。
- (4)職業訓練:当面の復旧ニーズや震災後の産業構造を踏まえた職業訓練等を実施する。
- (5)実施体制の整備:雇用対策をより効果的なものとするため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

## 平成23年度補正予算等での対応

- 震災直後の被災者への雇用維持・生活支援については、迅速・適格に対応を行った。  
職業訓練については、被災者向けの特別コース(建設機械の運転等)の設定を行うなど、機動的に拡充・実施した。
- 一次補正では雇用保険の延長給付の拡充や、雇用調整助成金の特例措置を行い被災者の生活の安定を図るとともに、雇用創出基金事業の基金を積み増し、また被災者を雇い入れた事業主への助成制度を創設し、被災者の当面の雇用を確保する取組を行った。また、被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)をはじめとした公共職業訓練の定員の拡充や、被災した訓練施設の復旧を図っているところ。

[実績](※被災3県:岩手県・宮城県・福島県の合計)

・雇用保険受給者実人員(個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付を含む)	被災3県	58,316件	【24年2月】
・雇用調整助成金に関する休業等実施計画届け受理状況	被災3県	2,273件、65,886人	【24年2月単月】
・ハローワークによる就職件数	被災3県	143,820件	【23年3月～24年2月累計】
・雇用創出基金事業による就職件数	被災3県	31,700人	全国 38,056人【24年2月末時点】
・雇用促進住宅 提供可能戸数	被災3県	3,015戸	全国 38,906戸
・雇用促進住宅 入居決定戸数	被災3県	3,464戸	全国 7,519戸(入居者数 22,718人)【24年3月29日現在】
・避難所・仮設住宅への出張相談	全国	5,971回、相談件数24,897件	【23年3月16日～24年3月31日現在】
・学卒ジョブサポーターの支援による就職者数	被災3県	7,471人	全国139,100人【4～24年2月累計】
・職業訓練の実施状況	被災3県	1,124コース	受講者数 15,039名【4～2月累計】
・職業能力開発施設の復旧	公共職業能力開発施設	申請のあった14校のうち、13校について着工済み、1校について準備中	
	認定職業訓練校	申請のあった6校すべてについて着工済み、うち5校について工事完了	

## 雇用の復興に向けた施策の方針(2)

- 三次補正では復旧段階の取組として被災者のつなぎ雇用を確保するとともに、今後の復興段階に向けて、被災地域の長期的安定雇用の創出による本格的な雇用復興を図るため、「事業復興型雇用創出事業」による産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」により、高齢者から若者への技能継承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性がある事業を実施し、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会を確保する。

また雇用対策をより効果的なものとするため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。さらに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターの支援体制の充実などにより、障害者雇用対策の拡充を行う。

被災地における当面の復旧事業に係る人材ニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、環境・エネルギー分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員等の拡充、復興に資する産業分野の中核人材を育成する事業主への支援、事業主が行う職業訓練への支援の拡充を行う。

### 【主な支援策】

- 被災地の本格的雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援  
（「重点分野雇用創造事業」の基金の積増し(被災県)）【1,510億円】
- 震災等の影響による失業者の雇用機会創出支援  
（「重点分野雇用創造事業」の基金の積増し(全国)）【2,000億円】
- 新卒者等の就職支援  
（「緊急人材育成・就職支援基金」の積増し(全国)等）【237億円】
- 職業訓練の拡充等【156億円】

### 平成24年度予算での対応

- 24年度以降の対応としては、23年三次補正で積み増した「重点分野雇用創造事業」の基金を活用し、引き続き、被災地域の長期的安定雇用の創出による本格的な雇用復興を図る。  
また、24年度予算では、東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め以下の施策を推進。

### 【主な支援策】

- 「求職者支援制度」による職業訓練や給付金の支給等を通じた早期の就職支援【277億円】
- 自治体等と連携した住居・生活に係る総合相談、被災求職者等へのきめ細かい就労支援の実施【26億円】
- 被災地域を中心に重点的にジョブサポーターを配置する等の被災新卒者等への支援【8.9億円】

# 労働者の労働条件・安全衛生等の確保に向けた施策ロードマップ

     分野・段階ごとの達成目標      予算措置以外  
     予算措置 (23...23年度当初、24...24年度当初、23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)

労働者の労働条件・安全衛生等の確保

		震災直後の対応	一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等
(1) 労働者の安全衛生確保	安全衛生監督・指導		復旧・復興工事における労働者の安全対策・災害防止対策の推進			○復旧・復興工事における労働災害の防止  ○被災地におけるアスベストばく露防止対策の推進
	安全衛生専門家による支援 <small>(官民一体となった労働災害防止徹底) 東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部</small>	2011.04～ 現場パトロール(2月1日時点で延べ1,106現場)、監督指導等(2月1日時点で延べ98現場)の実施	23③ 監督署の体制整備	24 監督署の体制整備		
	アスベストばく露防止対策等		23① 被災3県で安全衛生に関する相談・教育等の支援	2011.06～ 地域ごとの安全衛生協議体制、安全衛生教育の徹底等を検討		
	除染作業従事者の放射線障害防止対策		23① 石綿届出等点検指導員の新規配置等	・アスベスト濃度測定の実施(延べ100地点での測定を予定) ・防じんマスクの無償配布(50,000個) ・電動ファン付き呼吸用保護具の無償配布(600個)等	24 アスベスト濃度測定の実施(延べ約100地点での測定を予定)等	
(2) 労災保険給付の実施	労災保険の特例措置		労災保険給付の請求促進及び迅速な労災保険給付の実施			○仕事中に地震や津波により負傷又は死亡した場合、労災保険の対象となることの周知広報を行い、更なる請求促進を図るとともに、迅速な処理を行う。
	全国の労働局からの応援体制の構築等	2011.03～ 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする等	2011.05 行方不明者について、地震発生日から3か月経過後に、遺族(補償)給付等を速やかに支給できるよう法的措置(震災特別法)	2011.08 震災に伴う保険給付は、労災保険率等の算定(メリット制)に反映させない(省令改正)	2012.01～ 特別加入している建設業の一人親方が復旧・復興作業中に被災した場合の労災保険の補償範囲を拡大(省令改正)	
	労災保険の周知・広報	2011.03～12 全国の労働局等からの応援職員の派遣	23① 労災保険相談員の追加配置			
		2011.03～ 事業場を通じた請求勧奨、公共団体等への周知要請、地元TV・FM放送局への周知依頼等	23① 毎週1回の新聞広告・インターネットバナー広告(7月3日から8週間)、リーフレット・ポスターの作成・配布。	23① 避難所等へ赴き、周知・請求促進を行う社会保険労務士等の配置。	未請求者への継続的な請求勧奨等	
(3) 労働保険料	労働保険料等免除の特例措置		周知・広報、相談対応及び円滑な手続の実施			○労働保険料等に係る特例措置の十分な周知や丁寧な説明を行い、引き続き円滑に実施する。
	労働保険料等の納付期限の延長・納付の猶予	2011.03～ 特例措置の実施及びその周知・広報(青森・茨城は23年7月29日まで、岩手・宮城・福島の一部地域は23年9月30日まで、岩手・宮城の一部地域は23年12月15日まで、宮城の一部地域は24年4月2日まで延長。福島の一部は改めて告示するまで延長)	最大で24年2月29日までの賃金に関する労働保険料等を免除(震災特別法)			
	相談体制の強化	2011.03～ 申請により最大で1年間猶予される	23① 労働保険料等に係る特例措置につき、相談員による相談体制を強化			

# 労働者の労働条件・安全衛生等の確保に向けた施策ロードマップ

     分野・段階ごとの達成目標    ○ 予算措置以外  
     予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

労働者の労働条件・安全衛生等の確保

		震災直後の対応	一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等	
(4)	未払賃金立替払事業	被災労働者等への周知・申請促進					○被災に伴う企業倒産に対応した未払賃金立替払の請求促進、迅速な支払
		迅速な処理及び支払					
		申請手続の簡略化	2011.03～ 震災の直接的な被害(原発による避難含む。)を受けた者が対象			→	
		請求促進・迅速な支払	2011.03～ 避難所等への出張相談、公共団体等への周知要請、地元TV・FM放送局への周知依頼等			→ 未請求者への継続的な請求勧奨等	
	必要な原資の確保		23① 毎週1回の新聞広告・インターネットパナー広告(7月3日から8週間)。リーフレット・ポスターの作成・配布。	→			
			23① 避難所等へ赴き周知・申請促進を行うコンサルタントの配置や、立替払業務処理を行う調査員の増置	→			
			23① 未払賃金立替払事業費補助金として約143億円を増額	→	24 同補助金として約226億円を措置		
(5)	緊急作業従事者の健康管理の強化・管理体制の確認	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策					○原子力発電所の労働者の健康診断を徹底するとともに、被ばく線量等をデータベース化するなど長期的な健康管理を行う。  ○臨時の健康診断の実施、熱中症予防対策の徹底
		長期的な健康管理	2011.06～データベースの項目等の検討・とりまとめ			→	
		熱中症対策、臨時健康診断の実施指導	データベースのシステム開発			→	
		被ばく線量管理、作業届の確認	23③ 2012.01～ データベースの本格運用開始			→	
	原発作業員健康対策の実施のための体制整備		・臨時健康診断の実施指導(臨時健診は、一部の作業員(=24年4月まで緊急作業の対象となる者)を除き、基本的にステップ2終了とともに終了) ・熱中症対策の徹底指導				
			・内部被ばくを含めた被ばく線量管理の徹底 ・事前に作業届を提出させて、労働者の被ばく線量管理等を確認				
			23③ 監督署の体制整備	→	24 本省・監督署の体制整備		
(6)	労使の取組への対応	労使からの相談への対応、労働時間制度等の変更手続き周知					○節電に伴う働き方・休み方の見直しに向けた労使の取組を支援
		労働局・労働基準監督署における相談対応	2011.05～09 節電対策緊急労働相談窓口の開設			→	
		労働時間制度等の変更手続きの周知	2011.05～09 パンフレット、Q&Aを作成し・公表し、労使に周知			→	

# 労働者の労働条件・安全衛生確保に向けた施策の方針

## 分野ごとの考え方

- (1)労働者の安全衛生の確保:今後、本格化する震災復旧・復興工事では、様々な工事が短期間で大量に見込まれ、震災で職を失った被災者などが建設業に新たに就業することが予想されるため、安全パトロールの実施や専門家による技術的支援を行う等により、労働者の安全衛生の確保に万全を期す。また、今後除染作業などが進む中、こうした作業に従事する労働者への放射線障害防止対策について検討を進める。
- (2)労災保険給付:避難所を通じた周知に加え、事業場等を通じた請求勧奨、新聞広告、テレビ、ラジオを活用した周知広報、市町村等との連携による取組、仮設住宅等を通じた請求促進等を行い、請求の更なる促進を図る。
- (3)労働保険料免除等:労働保険料等に係る特例措置の十分な周知・広報を引き続き行うとともに、特例措置に係る相談体制を強化し、手続について円滑に実施する。
- (4)未払賃金立替払事業:震災により申請が困難な労働者等の申請負担を軽減させるとともに、迅速な支払を行う。また、制度等の不知により救済がなされない労働者等が生じないように対応を行う。
- (5)原発作業員の健康:東電福島第一原発の緊急作業従事者の被ばく線量管理、臨時の健康診断の実施、熱中症予防対策の徹底を図るとともに、離職後も含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行う。
- (6)労使による節電対応への支援:節電に伴う働き方・休み方の見直しに向けた労使の取組を支援する。

## 平成23年度補正予算等での対応

- 一次補正では、
  - ・労働者の安全衛生確保について、安全衛生に関する専門的支援の拠点開設や、石綿点検指導員の増員等を実施。
  - ・労災保険給付について、被災労働者及びその遺族に対して、仕事中又は通勤中に地震や津波により負傷又は死亡した場合には、労災保険の対象となることの周知広報や窓口の応援体制を構築。
- 【実績】労災保険給付に関する請求・支給決定件数(2011/3/11~2012/3/31)  
請求3,559件(うち被災3県:2,563件)、支給決定3,493件(うち被災3県:2,510件)
- ・労働保険料等に係る免除等の特例措置に関して、相談員の増員による相談体制を強化。
- ・未払賃金立替払事業について、原資となる補助金を増額(約143億円)するとともに、制度の周知や申請促進体制の充実・強化。
- 二次補正では、緊急作業従事者の長期的な健康管理のためのデータベースのシステム開発を行う。
- 三次補正では、労働者の健康障害・労働災害防止の徹底等のため、監督署の体制整備等を行うとともに、データベースの運用を開始。

# 労働者の労働条件・安全衛生確保に向けた施策の方針

## 平成24年度予算での対応

○24年度予算では、

- ① 東日本大震災復旧・復興工事に係る労働者の安全衛生確保対策を行うため、以下の施策を推進（一部新規 3.1億円）
  - ・ 東日本大震災の被災地の一日も早い復旧・復興工事を安全に成し遂げるため、岩手県、宮城県、福島県にアスベストばく露防止対策を含めた安全衛生対策の実施拠点を設置し、安全専門家による巡回指導、未熟練労働者への安全衛生教育等を実施する。  
また、復旧・復興工事現場におけるアスベスト濃度の簡易測定方法の開発、復旧・復興工事に伴う労働災害の分析及び予防対策に関する調査研究を行う。
- ② 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策を行うため、以下の施策を推進（一部新規 6.0億円）
  - ・ 東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置等について立入調査等による適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた人に対し、がん検診等を実施する。